

第12回定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面記載省略事項）

■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 会社の体制及び方針

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

■監査報告書

- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・ 会計監査人の監査報告書
- ・ 監査役会の監査報告書

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権
付 与 決 議 日	2016年7月14日	2019年7月12日
区 分	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
保 有 者 数	1名	1名
新 株 予 約 権 の 数	10,000個	1,600個
目 的 と な る 株 式 の 数	10,000株	1,600株
目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式	普通株式
発 行 価 額	1株当たり 426円	1株当たり 945円
行 使 価 額	1株当たり 975円	1株当たり1,953円
行 使 期 間	自 2018年7月15日 至 2026年7月14日	自 2021年7月13日 至 2029年7月12日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	<p>(1) 行使条件</p> <p>①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>(2) 相続</p> <p>第7回新株予約権について、本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>第9回新株予約権について、本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡し、本新株予約権が相続された場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件</p> <p>当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	第15回新株予約権
付 与 決 議 日	2023年6月16日
交 付 者 数	当社使用人 14名 当社子会社取締役 2名 当社子会社使用人 8名
新 株 予 約 権 の 数	25,800個 (注)
目 的 と な る 株 式 の 数	25,800株
目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式
発 行 価 額	1株当たり302円
行 使 価 額	1株当たり651円
行 使 期 間	自 2025年6月17日 至 2033年6月16日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	<p>(1) 行使条件</p> <p>①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>(2) 相続</p> <p>本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡し、本新株予約権が相続された場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件</p> <p>当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>

(注) 2024年5月31日現在において、交付時より新株予約権の数が1,800個減少しておりますが、退職による減少によるものであります。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 43百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産 43百万円

上の利益の合計額

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 当社は、取締役及び使用人の行動基準である「Gunosy Pride」及びコンプライアンス規程その他の各種規程を整備し、コンプライアンス体制の構築を推進する。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて各種規程の見直しと改定を行い、その実効性を確保する。
 - (ロ) 取締役会は、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行う。
 - (ハ) 監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - (ニ) 当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で毎月定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告する。
 - (ホ) 当社は、コーポレート本部長をコンプライアンスの責任者として任命する。当該責任者は、当社の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。
 - (ヘ) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るものとする。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する以下の文書については、文書管理規程に基づきその意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、随時閲覧可能な状態を維持できるように体制を整備する。

- ・株主総会議事録及び関連資料
- ・取締役会議事録及び関連書類
- ・その他重要な会議の議事録及び関連書類
- ・稟議書

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社は、当社に直接若しくは間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は当社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを排除又は軽減するように努めるものとする。
- (ロ) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し又は最小限にとどめるものとする。
- (ハ) 内部監査の実施により、リスクの早期発見、早期解決を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社は、取締役会を定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- (ロ) 業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、組織、職務分掌、職務権限等に関する社内規程を整備し、遵守する。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の事前承認を必要とする事項や当社への報告を必要とする事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社から当社へ適時適切に報告等が行われる体制を整備する。
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社に、子会社の経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクの排除又は軽減に努めるよう指導する。また、不測の事態が発生した場合、子会社での迅速な対応を支援するため、子会社から当社への報告体制を構築する。
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営計画の進捗状況について、定期的に報告を求め、当社から経営計画の達成のための指導を行う。
- (ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「Gunosy Pride」を、当社グループの共通行動基準として子会社に周知する。また、子会社で生じた内部通報について、その内容及び状況が適切に当社に報告される体制を構築する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が求めた場合には、代表取締役は監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置するものとする。
- ⑦ ⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
⑥の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及びその他の使用人等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については監査役の同意を必要とする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(イ)取締役会規程に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会等において、その内容を確認できるものとする。
(ロ)(イ)の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査役は閲覧し、必要に応じて内容の説明を求めることができるものとする。
(ハ)取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しく損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告するものとする。
(ニ)当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかにかつ適正に業務執行の状況等を報告する。
(ホ)当社は(ハ)(ニ)に従い、監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる体制を整備し、また、当社の監査役は必要に応じて子会社の取締役、監査役等及び使用人に対して、報告を求めることができるものとする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役は、取締役、使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。
 - (ロ) 監査役がその職務の執行について必要な経費の前払い等の請求をした場合、当該職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当社はこれに速やかに応じるものとする。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保する。
- ⑫ 反社会的勢力の排除に向けた体制
- (イ) 当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求や取引に応じたりすることがないように、毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。
 - (ロ) コーポレート本部を反社会的勢力対応部署として「反社会的勢力対策規程」を定め、組織的に対処できる体制を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当連結会計年度における前記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定時取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し（12回）、その結果を代表取締役及び監査役会に報告（12回）いたしました。

③ コンプライアンス体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図るほか、コンプライアンスにかかる社内研修を実施しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査室担当者その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

当該方針に基づき、当事業年度は無配といたしました。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く経営環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

連結株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,099	4,099	2,478	△307	10,369
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,186		△1,186
自己株式の取得				△99	△99
自己株式の処分			△68	119	51
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△1,254	19	△1,235
当期末残高	4,099	4,099	1,223	△288	9,134

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新予約株権	純資産計
	その他有価証券評価差額金	繰上延損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	16	90	311	419	68	10,857
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失						△1,186
自己株式の取得						△99
自己株式の処分						51
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	△53	348	336	10	347
当期変動額合計	41	△53	348	336	10	△887
当期末残高	58	37	660	756	79	9,970

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	株式会社ゲームエイト 株式会社digwell 合同会社Gunosy Capital 株式会社Gunosy Capital Gunosy投資事業組合

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社Smarpriseは、株式を売却したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	Game8 Global Inc.
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数	1社
関連会社等の名称	GaragePreneurs Internet Pvt. Ltd.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称	Game8 Global Inc.
持分法を適用しない理由	当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ゲームエイト、合同会社Gunosy Capital、株式会社Gunosy Capital及びGunosy投資事業組合の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

また、連結子会社である株式会社digwellの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、3月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの …時価法を採用しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

(b) 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

無形固定資産 ……定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、重要な貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

株式給付引当金 ……株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

広告配信 ……………当該事業の主な履行義務は、「グノシー」などの自社メディアや、他社広告媒体に顧客の広告を掲載または配信することです。顧客との契約上、広告の掲載または配信により当社の履行義務が充足されるものについては、当該期間により収益を認識しており、また、広告をユーザーがクリックすることにより履行義務が充足されるものについては、当該クリックが行われた時点で収益を認識しております。

マーケティングソリューション……………当該事業の主な履行義務は、顧客が収益を拡大させるためのコンテンツなどの企画・制作、及び当社開発のシステムによるサービス提供であります。制作物等が顧客により検収された時点またはサービス提供期間に応じて収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 ……………繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段 外貨預金

ヘッジ対象 外貨建予定取引

ヘッジ方針 ……………外貨建予定取引に係る為替変動リスクを軽減する目的で外貨建定期預金を保有しております。

ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法 ……………株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

控除対象外消費税等の処理方法 ……控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（関係会社株式を除く） 1,530百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない株式については移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって計上しております。なお、超過収益力を反映した実質価額が取得原価と比較して50%以上下落したのものについては「著しく下落した」ものとし、投資先の経営成績や財政状態および将来の事業計画等を勘案の上で回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。市場価格のない債券については、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって計上しております。

投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループは、当社及び連結子会社より、純投資・戦略投資目的でスタートアップ企業に投資しており、株式及び債券の取得価額は投資先の超過収益力を反映した価額となっております。

取得時に把握した超過収益力が決算日において毀損しているか否かを評価する際には、投資先の事業計画の達成状況や業績悪化の程度、資金調達の状況等を踏まえて評価を行っております。

資金調達の状況に関しては、増資や株式売買等の実施時期を勘案した上で、新株式の発行価格や対象株式の譲渡価格（以下、「売買事例等」という。）を参考にしております。また、これらの売買事例等がない場合に、DCF法（Discounted Cash Flow法）や類似会社比準法（Multiple（倍率）法）を用いて超過収益力の毀損の有無を判断することもあります。この場合には、株式上場やトレードセール等の実現可能性、将来キャッシュ・フローの見積り、割引率及び比準倍率が主要な仮定となります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済条件等の変動等により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における投資有価証券の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 32百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- 当座貸越契約及びコミットメントライン契約
当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。
当座貸越契約及びコミットメントライン
契約の総額 5,200百万円
借入実行残高 ー百万円
差引額 5,200百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

- 減損損失を認識した主な資産の内訳

場所	用途	種類	金額
東京都渋谷区	事業用資産	有形固定資産（その他）	2百万円
		投資その他の資産（その他）	19百万円
合 計			22百万円

- 減損損失の認識に至った経緯
主に第2四半期連結累計期間において減損損失を計上しております。
第2四半期連結会計期間末における事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
- 資産のグルーピングの方法
当社グループでは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。
- 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため回収可能価額をゼロとして算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 24,237,774株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 87,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。また、為替変動リスクを回避する目的で外貨預金を利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に非上場の株式及び債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は一年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 其他有価証券	98	98	—
資産計	98	98	—

(注) 非上場株式、関係会社株式及び投資事業組合出資は、次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (※1)	877
関係会社株式 (※1)	2,644
投資事業組合出資 (※2)	554

(※1) 非上場株式、関係会社株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 投資事業組合出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
投資有価証券				
其他有価証券	—	—	33	33

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の取扱いを適用した投資信託については、上表の投資有価証券には含めておりません。なお、当該投資信託の連結貸借対照表価額は64百万円であります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券のうち、未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等の株式以外の投資の時価については割引後将来キャッシュ・フローに基づく期待値法を用いて算定しております。算定にあたり、重要な観察できないインプットを用いていることから、レベル3の時価に分類しております。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
投資有価証券			
其他有価証券	割引現在価値法	割引率	50%

(2) 期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	投資有価証券
	その他有価証券
期首残高	85
損益に計上	△60
その他の包括利益に計上	9
購入、売却、発行及び決済の純額	—
未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等から株式への転換	—
期末残高	33

(3) 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定及び分析しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率が著しく上昇(下落)した場合、投資有価証券の時価の著しい減少(増加)が生じます。

3. 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	投資有価証券
期首残高	28
損益に計上	—
その他の包括利益に計上	3
購入、売却、発行及び決済の純額	33
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—
期末残高	64

(2) 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

保有銘柄は1銘柄であり、受託会社が承認し当社が保有するすべての受益証券を譲渡する場合に限り解約可能です。また、信託期間終了日前の買戻請求権はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当連結会計年度 (百万円)
広告配信	5,444
マーケティングソリューション	1,202
その他	698
顧客との契約から生じる収益	7,344
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,344

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社グループの契約残高の内訳は以下のとおりであります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しており、契約負債は「前受金」に計上しております。

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	669
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	676
契約負債(期首残高)	466
契約負債(期末残高)	287

(※) 当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、230百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額
412円80銭
- 1 株当たり当期純損失
49円33銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

(株式付与ESOP信託に係る取引について)

(1) 取引の概要

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）を導入しております。ESOP信託では、当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の等級や人事評価等に応じた当社株式を、在職時に従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、帳簿価額は92百万円、株式数は86,067株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	4,099	4,099	4,099	2,074	2,074
当期変動額					
当期純損失				△549	△549
自己株式の取得					
自己株式の処分				△68	△68
株主資本以外の 項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	△618	△618
当期末残高	4,099	4,099	4,099	1,456	1,456

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰上 延 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当期首残高	△307	9,965	△5	90	85	68	10,119
当期変動額							
当期純損失		△549					△549
自己株式の取得	△99	△99					△99
自己株式の処分	119	51					51
株主資本以外の 項目の 当期変動額（純額）			8	△53	△45	10	△34
当期変動額合計	19	△598	8	△53	△45	10	△633
当期末残高	△288	9,367	2	37	39	79	9,486

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券
市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 ……定率法を採用しております。
(リース資産を除く)
ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。
無形固定資産 ……定額法を採用しております。
(リース資産を除く) ……なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準
貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当事業年度末においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
株式給付引当金 ……株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
広告配信 ……当該事業の主な履行義務は、「グノシー」などの自社メディアや、他社広告媒体に顧客の広告を掲載または配信することです。顧客との契約上、広告の掲載または配信により当社の履行義務が充足されるものについては、当該期間により収益を認識しており、また、広告をユーザーがクリックすることにより履行義務が充足されるものについては、当該クリックが行われた時点で収益を認識しております。
マーケティングソリューション ……当該事業の主な履行義務は、顧客が収益を拡大させるためのコンテンツなどの企画・制作、及び当社開発のシステムによるサービス提供です。制作物等が顧客により検収された時点またはサービス提供期間に応じて収益を認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法 ……………繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象 ……………ヘッジ手段 外貨預金
ヘッジ対象 外貨建予定取引
- ヘッジ方針 ……………外貨建予定取引に係る為替変動リスクを軽減する目的で外貨建定期預金を保有しております。
- ヘッジ有効性評価の方法 ……………ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 繰延資産の処理方法 ……………株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。
- 控除対象外消費税等の処理方法 ……控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

投資有価証券、関係会社株式、関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	738百万円
関係会社株式	3,633百万円
関係会社出資金	1,722百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約
当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------------------------|----------|
| 当座貸越契約及びコミットメントライン
契約の総額 | 5,200百万円 |
| 借入実行残高 | —百万円 |
| 差引額 | 5,200百万円 |
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）
- | | |
|--------|------|
| 短期金銭債権 | 6百万円 |
|--------|------|

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高	6百万円
-----------------	------

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	222,444株	133,600株	77,925株	278,119株

- (注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式の普通株式の株式数には、「株式付与ESOP信託」の信託財産として保有する当社株式がそれぞれ99,792株、86,067株含まれております。
2. 自己株式の普通株式の増加は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式取得による133,600株であります。
3. 自己株式の普通株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による50,000株、「株式付与ESOP信託」による交付13,725株、ストック・オプションの行使による14,200株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7百万円
未払費用	23百万円
ソフトウェア償却超過額	21百万円
株式報酬費用	19百万円
株式給付引当金	5百万円
投資有価証券評価損	96百万円
関係会社株式評価損	90百万円
投資事業組合運用損	18百万円
為替差損益	11百万円
減損損失	22百万円
繰越欠損金	374百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	693百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△374百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△319百万円
評価性引当額小計	△693百万円
繰延税金資産合計	－百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金負債の純額	△1百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	KDDI株式会社	(被所有) 直接 14.76	営業上の取引 役員の受入	当社サービスの 提供 (注)	898	売掛金	83

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社サービスの提供に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格を勘案し、両社で協議の上、決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	Gunosy 投資事業組合	(所 有) 直接 99.90 間接 0.10	出資	出資 (注)	37	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 投資事業組合との取引は、組合契約に基づき出資をしたものであります。

3. 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	間庭 裕喜	(被所有) 直接 0.23	当社取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額
392円63銭
- 1 株当たり当期純損失
22円86銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

(株式付与ESOP信託に係る取引について)

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

詳細については、連結注記表「その他の注記」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年7月23日

株式会社Gunosy
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 口 正 邦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Gunosyの2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Gunosy及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年7月23日

株式会社Gunosy
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木 村 修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 口 正 邦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Gunosyの2023年6月1日から2024年5月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月23日

株式会社Gunosy 監査役会

常勤監査役	石 橋 雅 和	Ⓔ
社外監査役	清 水 健 次	Ⓔ
社外監査役	和 田 健 吾	Ⓔ

以 上